

平成24年(ワ)第3671号・平成25年(ワ)第3946号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本 修三 外

被告 国 外1名

原告第19準備書面

—避難困難性の敷衍(京都市左京区久多について)—

2016年(平成28年)3月14日

京都地方裁判所 第6民事部合議はA係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 出口 治 男

同 渡 辺 輝 人 外

原告第6準備書面において、避難困難性について述べたが、本準備書面では京都市左京区久多における避難の困難性について述べる。

第1 京都市左京区久多について

京都市左京区久多（以下「久多」という）は60世帯90人の高齢化、過疎化の進む田舎町である。同じく左京区花脊広河原と右京区京北町黒田と共に大飯原発の30km圏内に位置している。

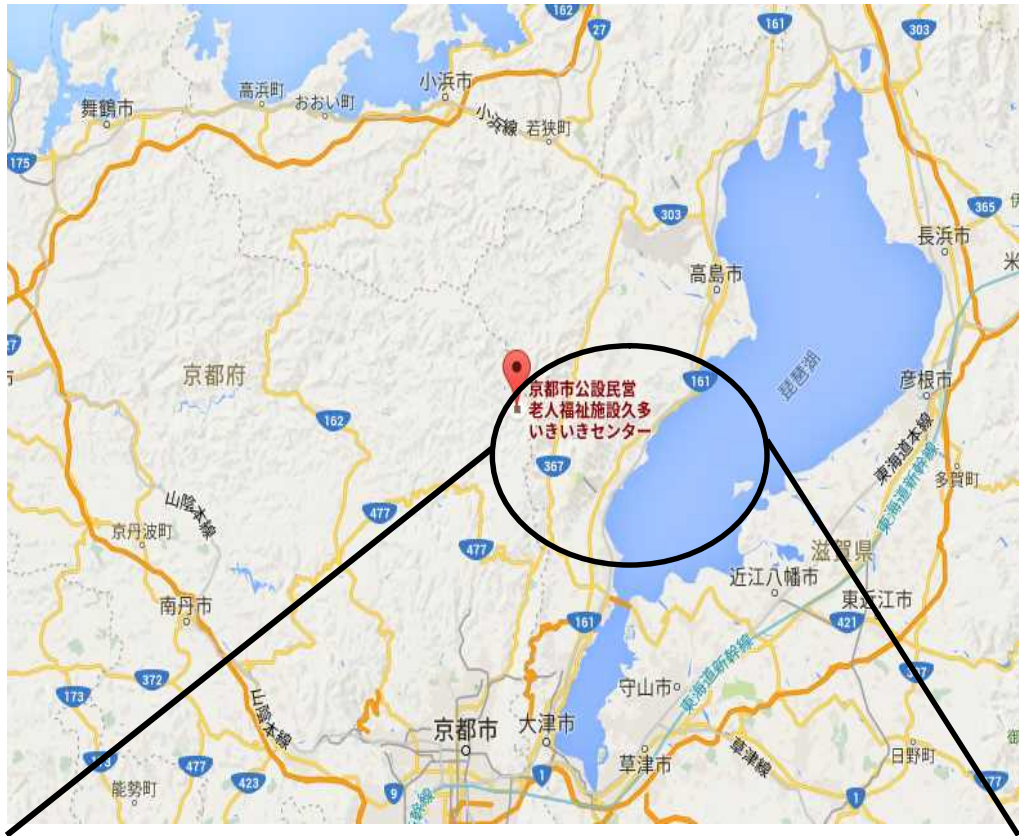
第2 京都市左京区久多の避難の問題点について

久多は、京都市内から自動車で1時間以上かかる山奥に位置する。避難所である京都市公設民営老人福祉施設久多いきいきセンターから京都市内への避難するためには、京都府道110号久多広河原線、京都府道781号麻生古屋梅ノ木線、滋賀県道783号を通らざるをえない（別紙参照）。

京都府道110号久多広河原線及び京都府道781号麻生古屋梅ノ木線の道は軽自動車でも離合が困難なところは何ヶ所もある。また、冬は積雪もあり除雪がされていなければ、通行することは難しく久多からの迅速な避難は困難である。

仮に、大飯原発において事故が起きた際に、これらの道路が地震などにより通行することが出来なくなった場合、久多から京都市内に避難することは不可能となる。

（以下空白）



https://www.google.co.jp/maps/place/%E4%BA%AC%E9%83%BD%E5%B8%82%E5%85%AC%E8%A8%AD%E6%B0%91%E5%96%B6%E8%80%81%E4%BA%BA%

E7%A6%8F%E7%A5%89%E6%96%BD%E8%A8%AD%E4%B9%85%E5%A4%9A%E3%81%84%E3%81%8D%E3%81%84%E3%81%8D%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%

<83%BC/@35.2644068,135.5576405,10z/data=!4m2!3m1!1s0x0:0x1defca18e8014a9b?hl=ja>

下記は、上記拡大図の内「○」で囲んだ部分の写真であり、道路幅は非常に狭い。



https://www.google.co.jp/maps/@35.2646115,135.867271,3a,75y,248.32h,89.07t/data=!3m7!1e1!3m5!1sjRf5-biHKziI01SG-PXUWw!2e0!6s%2F%2Fgeo1.gpht.com%2Fcbk%3Fpanoid%3DjRf5-biHKziI01SG-PXUWw%26output%3Dthumbnail%26cb_client%3Dmaps_sv.tactile.gps%26thumb%3D%26w%3D203%26h%3D100%26yaw%3D323.44019%26pitch%3D0!7i13312!8i6656?hl=ja

以上